

平成23年度環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）  
運営全般に関するアンケート調査票

**【設問 1】 ご回答いただく方について**

(1) この調査票に回答いただく方についてご記入ください。

**(業種・職種それぞれについて、当てはまるもの1つに、○を付けてください\*)**

業種*	1.メーカー（自社開発）      2.メーカー（他社品）      3. 商社・流通
	4.その他（下欄にご記入ください）
職種*	1.開発・研究                      2.営業・販売                      3.事務・経理
	4.企画・マーケティング      5.仕入・購買                      6.広報・宣伝 7.その他（下欄にご記入ください）

\*ご回答いただく方の所属される企業の業種と、ご本人の職種について最も近いものに○をご記入ください。

(2) この調査票に回答いただく方と本事業の関係についてご記入ください。

**(当てはまるもの1つに、○を付けてください。左側の項目で1.を選択した場合は、右側の選択肢の当てはまるもの1つに○を付けてください。)**

本事業と企業（御社）との関係	1.実証申請者である	➡ 企業（御社）内における本事業との関係	1.申請担当者である
	2.実証申請者の関連企業である		2.申請担当部署に所属している
	3.その他（下欄にご記入ください）		3.担当部署に所属していない
			4.その他 （下欄にご記入ください）

**【設問 2】 実証ロゴマーク（共通ロゴマーク、個別ロゴマーク）について**

平成 21 年度以前のロゴマークと平成 22 年度個別のロゴマークでは、〔参考〕に示すように a～d の点を変更しています。それぞれの変更点についてご感想をご回答願います。

（各項目について、1～3 の選択肢の該当するものに〇をご記入願います）

項目	変更により改善された	どちらでもない	変更前の方がよい
a. 共通ロゴマークのデザイン変更 ※	1	2	3
b. 「ヒートアイランド対策技術分野」の分野名の記載追加	1	2	3
c. 「実証年度」の記載追加	1	2	3
d. 「認証を謳うものではない」の注意書きの調整	1	2	3

※ 環境省の文字を拡大

**〔参考〕**

<p>共通ロゴマーク（平成 22 年度以前）</p>	<p>共通ロゴマーク（平成 23 年度以降）</p>
<p>平成 21 年度の実証済み技術に対し交付されたロゴマーク</p>	<p>平成 22 年度の実証済み技術に対し交付されたロゴマーク（個別ロゴマーク）</p>




**【設問 3】 共通ロゴマークと個別ロゴマークについて**

平成 21 年度以降、ロゴマークの固有性と表示の利便性向上のため、実証番号を記した個別ロゴマークのみを交付していますが、個別ロゴマーク及び共通ロゴマークそれぞれが交付された場合、どのような形でロゴマークを使用されたいとお考えでしょうか。また、その理由もご回答ください。

(当てはまるもの 1 つに○を回答欄に、その理由を右欄にご記入ください)

項目	回答欄	理由
1. 共通ロゴマーク（左側）のみを使いたい		
2. 個別ロゴマーク（右側）のみを使いたい		
3. 両方を使い分けたい ※		

※（例） 個別ロゴマークは（縦型・横型）実証対象技術（製品）の近傍に表示し、共通ロゴマークは会社情報や名刺に表示するなど

共通ロゴマーク	個別ロゴマーク
	
	

**【設問 4】 ETV マークに対する要望について**

ETV マークの利用・表示その他に関して、ご要望などございましたらご自由にご記入ください（ETV マークへのお気づきの点でも結構です）。

<回答欄>

### 【設問 5】 実証対象技術と JIS の関係について

本事業の内容は、実証対象技術に対して、その製品の物理性能（熱・光学性能等）を求めることに加え、モデル建築物を想定し、温度上昇抑制効果や空調負荷低減効果等を数値計算により求めることです。実証対象となる技術の一部が JIS 化<sup>※</sup>され、JIS マーク品が今後市場に流通した場合においても、継続的に実証対象とする必要があるか、お考えをご回答ください。

※ 現在、当分野の実証対象となっている技術について、工業標準化法に基づいた JIS（日本工業規格）の製品規格〔JIS K 5675（屋根用高日射反射率塗料）〕が平成 23 年 7 月に制定されました。これは、屋根・屋上用高反射率塗料の性能を規定したものです。今後、屋根用高日射反射率塗料の JIS マーク品が市場に流通する可能性が予測されます。

一方、当分野の実証対象となっている技術のうち窓用日射遮蔽フィルムについても、製品規格〔JIS A 5759（建築窓ガラス用フィルム）〕が昭和 57 年 9 月に制定されております。しかし、JIS マーク品を取得する希望がないため、製品認証を行う機関がなく、現在のところ JIS マーク品は存在しません。

(1) JIS 化された製品（技術）も実証対象とした方がよいでしょうか。

（当てはまる方の回答欄に○を、その理由を右欄にご記入ください）

項目	回答欄	理由
1. Yes（継続的に対象とする方がよい）		
2. No（対象としない方がよい）		

(2) JIS マーク品がある製品（技術）実証対象とした方がよいでしょうか。

（当てはまる方の回答欄に○を、その理由を右欄にご記入ください）

項目	回答欄	理由
1. Yes（継続的に対象とする方がよい）		
2. No（対象としない方がよい）		

〔参考〕 JIS で規定されている品質、性能と、本事業で行っているモデル解析は内容が異なります。

【設問 6】 今後、本事業に期待すること、要望すること、改善すべきことについて、ご意見があればご記入ください。

<回答欄>

ご協力頂きありがとうございました。